

福山市障がい者等緊急応援金について

福山市では、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛要請等に伴って、日常生活に影響を受けやすい重度の障がい者、医療的ケアを要する重度の障がい児等の世帯の生活を支援する取組として、特別児童扶養手当及び特別障がい者手当等を受給されているみなさまへ、臨時的に障がい者等緊急応援金を支給します。

※現時点での内容ですので、変更がある可能性があります。ご了承ください。

支給対象者

基準日（2020年（令和2年）4月1日）における特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過的福祉手当の受給者。（いずれも支給停止者は対象外です）

対象となる受給者には2020年（令和2年）5月下旬に案内文を送付する予定です。ただし、現況届等の各種手続き及び書類の未提出、未審査により資格が確認されていない方は対象外です。詳細については障がい福祉課にお問い合わせください。

支給額（1回限り）

特別児童扶養手当の受給者 1級（重度）の対象児童1人につき 53,000円

特別児童扶養手当の受給者 2級（中度）の対象児童1人につき 35,000円

特別障がい者手当の受給者 28,000円

障がい児福祉手当の受給者 15,000円

経過的福祉手当の受給者 15,000円

注意 この応援金は、非課税所得に該当します。

申請手続き

申請は不要です。

注意 この応援金の受給を希望しない場合、また応援金の支給に関して必要となる特別児童扶養手当及び特別障がい者手当等の受給に関する情報（口座情報など）について福山市が確認を行うことに同意しない場合は、拒否の届出が必要です。2020年（令和2年）6月5日までに障がい福祉課にご連絡ください。

支給時期

2020年（令和2年）6月10日（予定）

支給方法

特別児童扶養手当及び特別障がい者手当等を受給している口座に振り込みます。

特別児童扶養手当及び特別障がい者手当等の振込口座を解約等している場合は、障がい福祉

ホームページ用

課にご連絡ください。

注意事項

この応援金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しなくなった場合等は、返還していただくことになります。

詐欺にご注意ください

ご自宅や職場などに福山市から問合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合はすぐに市役所の相談窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

お問い合わせ先

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

保健福祉局福祉部 障がい福祉課 支援給付担当

電話084-928-1063 FAX 084-928-1730